

2017（平成 29）年 1 月 19 日

江戸川区スーパー堤防事業差止め等請求訴訟（事前レク資料）

～スーパー堤防事業に初の司法判断～

第 1 江戸川区スーパー堤防事業差止請求訴訟一審判決取材のお願い

入廷行進：1 月 25 日（水）10:30 東京地裁前

判決：同日 11:00 東京地裁 103 号法廷

記者会見：同日 13:00 司法記者クラブ（東京地裁 2 階）

第 2 訴訟の概要

1 原告 東京都江戸川区北小岩地域に居住する地権者等（4 名）

原告団長 高橋新一

被告 国、江戸川区

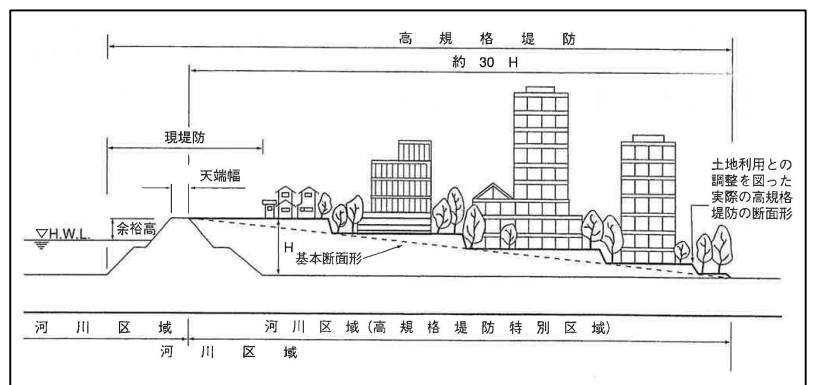
係属部 東京地方裁判所民事第 28 部（岸日出夫裁判長）

提訴日 平成 26 年 11 月 12 日

2 江戸川区スーパー堤防事業の概要

（1）スーパー堤防とは

- ・ 通常の堤防とは異なり、裏法面（市街地側）を 3%以内という緩やかな斜面とした堤防。
- ・ 大きな洪水により越水が生じた場合でも破堤せず壊滅的な被害を生じさせないことを目的。



- ・ 事業開始から 24 年が経過した平成 24 年の段階で 5.8%しか完成しておらず、完成までには 400 年・12 兆円を要すると試算された。その後会計検査院の調査により完成率は 1.1%に。
- ・ 民主党政権による事業仕分けで「廃止」判定、政権交代後復活。

（2）江戸川スーパー堤防事業

- ・ 江戸川区北小岩 1 丁目の江戸川右岸 120m をスーパー堤防として整備するもの。
- ・ 北小岩一丁目東部地区では、そもそも江戸川の堤防が越水したことはなく、本件地区でスーパー堤防事業を実施する必要性はない。

3 請求の概要

- ①（国に対し）江戸川区スーパー堤防事業に係る盛土工事の差止め
- ②（国・江戸川区）違法なスーパー堤防事業により原告らに生じた精神的苦痛への賠償として各 100 万円の慰謝料請求

*なお、国による盛土工事は平成 28 年 3 月で完成したため、請求①は訴えの利益を失っている。

4 訴訟の争点（原告の主な主張）

（1）国による盛土工事権限の不存在（所有権侵害）

- ・ 「共同実施」の名の下に、江戸川区による土地区画整理事業に基づく仮換地指定を利用して住民を追い出し、国が盛土工事を実施。これは、地権者等の同意なく実施可能な工事を区画整理の「施行者」による「土地区画整理事業」の工事に限定した土地区画整理法に違反。

(2) スーパー堤防事業による人権侵害

- ・ 盛土工事のための二度の移転による居住の自由および人格権侵害
- ◇ 盛土による被害：①盛土の崩落・地盤沈下の危険性 ②JR 総武線からの騒音増大 ③傾斜地化による高齢者等に対する身体的負担

(3) スーパー堤防は必要性・公共性を欠く

- ・ スーパー堤防事業は、連続して整備されないと機能を発揮しない一方、整備率が低く、完成時期も示されていないのであって、治水事業として機能する見通しが無い
- ・ 会計検査院もスーパー堤防よりも通常堤防の強化が優先的に実施されるべきと指摘
- ・ 江戸川区スーパー堤防事業の費用便益計算は国が定めたマニュアルに違反しており、マニュアル通りに計算すると費用便益比は0.5を下回る

【江戸川区スーパー堤防事業の流れ】

	スーパー堤防	土地区画整理	裁判
H18.12	江戸川区整備方針		
H19		江戸川区、先行買収開始	
H21.11.24		都市計画決定（共同実施）	
H22.10.28	事業仕分け「廃止」判定		
H23.5.17		事業計画決定（単独実施）	
H23.11.11			事業計画決定取消訴訟（第1次訴訟）提起
H24.12	政権交代		
H25.5.30	国交省・江戸川区基本協定書締結（再び共同実施に）		
H25.6	事業計画策定		
H25.7.16		仮換地指定処分	
H25.7.30		建築物除却通知	
H25.11.26			仮換地指定処分取消訴訟（第2次訴訟）提起
H25.12.12			第1次訴訟一審判決
H26.7.3		1軒について直接施行	
H26.10.2			第1次訴訟控訴審判決
H26.11.12			国・江戸川区に対するスーパー堤防事業差止請求訴訟（第3次訴訟）提起
H26.12.1	盛土工事開始		
H27.2.27		事業計画変更（共同実施）	
H27.11.18			第1次訴訟上告審決定
H28.3.31	盛土工事終了		
H28.4～		上面整備	
H28.4.20			第2次訴訟一審判決
H28.12.10			第2次訴訟控訴審判決